

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D)欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「その他の従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。
- (5) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」欄には、(A)欄及び(B)欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する（隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する。）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。
- (6) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。